

# 令和7年度 川島町会計年度任用職員募集案内

## 1 応募受付期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月14日（火）

※持参の場合は、この期間のうち土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送の場合は、1月14日（火）必着とします。

## 2 募集職種及び募集人数

別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。

## 3 勤務条件等

|      |  |
|------|--|
| 任用期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの範囲内<br>・別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。<br>※任用後、1月間は条件付採用となります。  |
| 勤務時間 | 基本的に午前8時30分～午後5時15分までの範囲内で1日の勤務時間を割り振ります。<br>職種により、早番・遅番などのシフト勤務や土曜日、日曜日及び国民の祝日が勤務日となる場合もあります。<br>・別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。<br>※業務の必要から時間外勤務が発生する場合があります。 |
| 勤務日数 | ・別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。   |
| 休日   | 週休日：週に2日以上となり、職種ごとに設定されます。<br>休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）になります。   |
| 休暇   | 1 年次有給休暇（1週間の勤務日数等により決定します。）<br>2 その他休暇<br>有給休暇：結婚・忌引・夏季休暇等<br>無給休暇：病気・看護・介護休暇等<br>※付与条件等については、町の規則によります。  |
| 勤務場所 | 別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。  |

|          |  |
|----------|--|
| 報酬（給料）   | <p>報酬（給料）は、月額又は時間額で支給します。<br/>支給日は、勤務した月の翌月20日です。</p> <p>※報酬（給料）の額は、常勤職員の給料月額を定める給料表を基礎に、職種、業務内容、勤務形態等に応じて決定します。<br/>そのため、人事院勧告等を踏まえ、給料表の額に変更が生じた場合は、月額又は時間額が増減することがあります。<br/>※前年度に引き続き、再度任用された場合、勤務時間に応じて給与が増額になります。ただし、上限があります。</p>                |
| 諸手当（相当額） | <p>期末・勤勉手当：任用期間が6か月以上で、週の勤務時間に応じて6月期と12月期に、常勤職員の例により支給します。（令和6年度実績：年4.6か月分）<br/>※支給月数は在職期間により異なります。<br/>※人事院勧告に伴い、支給月数は増減することがあります。</p> <p>通勤手当：常勤職員の例により、通勤距離に応じて、通勤手当又は費用弁償として支給します。</p> <p>その他手当：時間外勤務又は休日勤務が発生した場合は、その勤務に応じて報酬に加算又は手当を支給します。</p> |
| 加入保険     | <p>地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。（基準を満たさない場合は、加入しないものがあります。）</p>  |
| 公務災害     | <p>町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか（勤務職場で異なります。）が適用されます。</p>   |
| 身分・服務    | <p>1 一般職の地方公務員（非常勤）<br/>2 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業従事の制限（フルタイム会計年度任用職員のみ））が適用されます。</p>   |

## 4 応募資格

- ・別表募集職種・勤務条件一覧を確認してください。
- ・年齢制限はありません。
- ・地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は応募できません。
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 川島町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 選考方法

---

会計年度任用職員選考申込書による書類選考及び個別面接

※個別面接は必要に応じて実施します。(実施する場合は、担当課から連絡します。)

※面接の際、大規模災害時に災害対応業務に就くことの可否についてお伺いすることがあります。  
なお、そのことが選考の結果に影響を与えるものではありません。

## 6 応募から採用まで

---

- (1) 会計年度任用職員の任用を希望する方は、下記申込み方法により申込書を提出してください。
- (2) 申込書の内容を基に書類選考及び個別面接を実施します。(個別面接は必要に応じて実施します。実施する場合は、担当課から日程を通知します。)
- (3) 選考の結果を全員に文書で通知します。(2月中下旬予定)
- (4) 合格者に対し、配属先決定後、文書で通知します。(3月下旬予定)
- (5) 受験資格がないこと、または申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。

## 7 申込み方法

---

- (1) 提出書類
  - ・ 会計年度任用職員選考申込書  
(町ホームページからダウンロードするか、応募希望先の窓口で配付しています。)
  - ・ 資格が必要な職種は資格証等
- (2) 提出方法

提出書類一式を封筒に入れ、下記提出先に郵送または持参してください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

※持参の場合の受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日・祝日は受け付けていません。)
- (3) 提出先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

あて先は、「別表募集職種・勤務条件一覧」の担当課(問合せ・申込先)欄の課となります。
- (4) その他
  - ・ ご提出いただいた個人情報、本町における任用以外の目的で利用することはありません。
  - ・ 提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。